

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 盛岡和賀線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市下太田杉田 35 番 1 地先から 47 番 1 地先まで	新	m 51.0~26.0	m 155.5
	旧	42.5~24.5	155.5

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - ア 場所 盛岡地方振興局土木部
  - イ 期間 平成 19 年 3 月 30 日から同年 4 月 30 日まで

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 盛岡和賀線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市石鳥谷町大瀬川第 18 地割 1 番 6 地先から 140 番 5 地先まで	新	m 15.1~8.1	m 33.8
	旧	12.4~8.1	33.8
花巻市石鳥谷町長谷堂第 2 地割 66 番 1 地先から 84 番地先まで	新	18.1~12.1	460.7
	旧	17.7~10.7	460.7

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部
  - イ 期間 平成 19 年 3 月 30 日から同年 4 月 30 日まで

- 3 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 花泉藤沢線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
東磐井郡藤沢町黄海字辻山 240 番 4 地先から 38 番 8 地先まで	新	m 20.4~14.3	m 194.5
	旧	20.4~10.6	194.5

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センター
  - イ 期間 平成 19 年 3 月 30 日から同年 4 月 30 日まで

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 栗駒衣川線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市衣川区中山 55 番 1 地先から長囊 152 番 1 地先まで	新	B 40.0~11.0 m	m 1,014.0
	旧	A 18.8~9.0	893.5
		B 40.0~11.0	1,014.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 3 月 30 日から同年 4 月 30 日まで

5(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 上斗米金田一線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸市釜沢字上野平 91 番 8 地先から字道ノ下 223 番 16 地先まで	新	B 63.4~14.6 m	m 320.0
	旧	A 21.9~6.7	407.0
		B 63.4~14.6	320.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 二戸地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 3 月 30 日から同年 4 月 30 日まで